

◆期日前投票所への移動支援

期日前投票所への交通手段が確保できない方を対象に、「期日前投票用タクシー券」を交付します。利用できるタクシーは、常陸大宮市社会福祉協議会で運行する「**乗合タクシー(※社会福祉協議会での事前登録が必要です。)**」と、市が契約したタクシー会社の運行する「**契約タクシー**」の2種類です。希望者は、申請が必要になります。詳しくは常陸大宮市選挙管理委員会までお問い合わせください。

【乗合タクシー】

常陸大宮市社会福祉協議会(コールセンター) TEL:54-3210

【契約タクシー会社一覧】

| 事業者名 | 連絡先 |
|-------------|---------|
| 有限会社大宮タクシー | 52-0056 |
| 新星タクシー大宮営業所 | 52-2135 |
| 山方ハイヤー有限会社 | 57-2404 |
| 御前山タクシー | 55-2010 |

◆投票所入場券の送付

投票所入場券は、封書様式により世帯ごとに郵送します。また、1通に最大6人分をまとめて送付します(6人を超える世帯には複数枚お送りします)。

投票所入場券が届いたら氏名等の記載内容を確認の上、**投票する際は、必ずご自分の投票所入場券を切り離して、投票所に持参してください。**

なお、投票所入場券を持ち合わせていなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票することができますので、投票所または期日前投票所の係員にその旨をお申し出ください。

【入場券の裏面】

投票所入場券の裏面が「**期日前投票宣誓書**」になっています。

期日前投票をされる方は、事前にご自宅などで宣誓書に必要事項を記入し、期日前投票所へお持ちください。

| 期日前投票宣誓書 | |
|--|---|
| ※期日前投票をする方は、下記宣誓書に必要事項を記入の上、受付にご提出ください。 | |
| 宣誓・請求日 | 令和4年 月 日 |
| 氏名 | |
| 住所 | 常陸大宮市 |
| 生年月日 | 大・昭・平 年 月 日 |
| 事由 | 投票日に投票できない理由として、次の1~4から該当する事由を1つ〇で囲んでください。 1. 仕事・学業・冠婚葬祭・地域行事 2. 外出・旅行・投票区域外への滞在 3. 病気・出産 4. 交通至難の島等に滞在 5. 他の市町村に居住 6. 天災・悪天候 |
| 私は、選挙の当日、上記事由に該当する見込みです。 以上、真実に相違ないことを宣言し、投票用紙を請求します。 常陸大宮市選挙管理委員会 委員長 宛 | |

※選挙当日に投票される方は、宣誓書の記入は不要です。

◆代理投票

心身が不自由で字が書けない方などは代理投票ができます。

代理投票とは、1人の係員が本人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人の係員が指示通りに記入したかを確認して投票する方法です。投票内容がほかに漏れることは絶対にありません。代理投票を希望する方は、投票所受付で係員にお申し出ください。

また、投票する際に介添えが必要な場合なども係員にお申し出ください。

◆不在者投票

・病院や施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等へ入院・入所されている方は、その病院や施設等で投票ができます。詳しくは病院長や施設長にお問い合わせください。

・他市区町村での不在者投票

長期出張等で選挙期間中に常陸大宮市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票ができます。

手続きの流れは以下のとおりです。

① 投票用紙等の請求(本人→常陸大宮市選挙管理委員会)

不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入のうえ、常陸大宮市選挙管理委員会に直接または郵送で提出してください。**必ず本人が記入してください。**また、電子メールやファクシミリでは受付することができません。

※不在者投票宣誓書兼請求書は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所本庁および各地域センターにも配置しています。

② 投票用紙等の交付(常陸大宮市選挙管理委員会→本人)

常陸大宮市選挙管理委員会で選挙人名簿に登録されていることを確認した後、投票用紙等が請求書に記入された滞在先に送付されます。

③ 不在者投票(滞在先の選挙管理委員会)

投票用紙等が届いたら、その郵便物を開封せずに滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参して、投票してください。

※滞在先の市区町村選挙管理委員会以外で、投票用紙等に記入をしたり、同封の不在者投票証明書の入った封筒を開封すると不在者投票ができなくなります。

不在者投票のできる日時は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

※投票用紙等の郵送に時間を要しますので、早めに手続きを行ってください。

・郵便等による不在者投票

身体に重い障がいがある方で、一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。

1 郵便等投票証明書の申請手続き

① 「郵便等投票証明書」の交付申請

【必要な書類】ア 申請者本人が署名した申請書

(申請書は、市ホームページからダウンロードできます)

イ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証

② 「郵便等投票証明書」の交付

市選挙管理委員会で申請書等を確認し、郵便等投票証明書を郵送します。

※選挙に先立って交付を申請することができます。また、郵便等投票証明書の有効期限が切れている方や紛失された方は、交付の再申請を行ってください。